

碧南市訓令第1号

序 中 一 般

碧南市保育所等事故検証委員会設置規程を次のように定める。

平成26年1月24日

碧南市長 禰 亘 田 政 信

碧南市保育所等事故検証委員会設置規程

(設置)

第1条 保育所又は幼稚園等（以下「保育所等」という。）における保育中の重篤な保育事故が発生した場合において、事故の原因解明及び再発防止策の協議を行うため、碧南市保育所等事故検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 重篤な保育事故の発生経過に関すること。
- (2) 重篤な保育事故の原因解明及び再発防止策の協議に関すること。
- (3) その他前条の設置目的のために必要と認められること。

2 委員会は、前項各号の検証の結果を報告書にまとめ、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、市長が任命し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見等を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 碧南市保育所等事故検証委員会設置規程の制定について

### 1 制定の理由

平成25年6月に愛知県より保育所事故対応指針が示され、重篤な保育事故に関しては、保育の実施主体である市町村において事故検証委員会を設置し、原因の解明及び再発防止策の協議を行うこととされたため、幼稚園等も対象に含め、新たに訓令を制定する。

### 2 制定の概要

#### (1) 所掌事務（第2条関係）

委員会は、次に掲げる事項について検証する。

- ア 重篤な保育事故の発生経過に関すること。
- イ 重篤な保育事故の原因解明及び再発防止策の協議に関すること。
- ウ その他前条の設置目的のために必要と認められること。

#### (2) 組織（第3条関係）

- ア 委員会は、委員7人以内で組織する。
- イ 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- ウ 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- エ 委員は、再任されることができる。

### 3 施行年月日

平成26年4月1日